

平成28年第1回羅臼町議会定例会（第1号）

平成28年3月9日（水曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 議案第27号 根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第 6 報告第 1号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 7 報告第 2号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 8 議案第 1号 平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 9 議案第17号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正
する条例制定について
- 日程第10 議案第19号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につい
て
- 日程第11 議案第 2号 平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正
予算
- 日程第12 議案第 3号 平成27年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第 4号 平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会
計補正予算
- 日程第14 議案第 5号 平成27年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算
- 日程第15 町長・教育長行政執行方針

○出席議員（9名）

議 長	10番	村 山 修 一 君	副議長	9番	佐 藤 晶 君
	1番	加 藤 勉 君		2番	田 中 良 君
	3番	高 島 讓 二 君		5番	小 野 哲 也 君
	6番	坂 本 志 郎 君		7番	松 原 臣 君
	8番	鹿 又 政 義 君			

○欠席議員（1名）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者

町 長	湊 屋 稔 君	副 町 長	鈴 木 日 出 男 君
教 育 長	山 崎 守 君	監 査 委 員	浦 崎 頼 男 君
教 育 委 員 長	石 川 勝 君	企 画 振 興 課 長	川 端 達 也 君
企 画 振 興 課 長 補 佐	平 田 充 君	総 務 課 長	太 田 洋 二 君
税 務 財 政 課 長	高 橋 力 也 君	納 税 担 当 課 長	長 屋 修 二 君
環 境 生 活 課 長	五 十 嵐 勝 彦 君	保 健 福 祉 課 長	対 馬 憲 仁 君
保 健 福 祉 課 長 補 佐	洲 崎 久 代 君	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 課 長	斉 藤 健 治 君
水 産 商 工 観 光 課 長	堺 昇 司 君	水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	田 澤 道 広 君
建 設 水 道 課 長	北 澤 正 志 君	学 務 課 長	中 田 靖 君
社 会 教 育 課 長	石 田 順 一 君	会 計 管 理 者	野 理 幸 文 君

○職務のため議場に出席した者

議 会 事 務 局 長 松 田 伸 哉 君 次 長 上 部 健 太 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、平成28第1回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

定例会会期日程表及び本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、5番小野哲也君及び6番坂本志郎君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日から3月16日までの8日間とし、議案審査及び会議規則第9条第1項により、3月11日から3月15日までの5日間は休会にいたしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月16日までの8日間とし、議案審査及び会議規則第9条第1項により、3月11日から3月15日までの5日間は休会とすることに決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

資料は議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。本日は、議員各位の御参加をいただきましてありがとうございます。お許しをいただきましたので、2件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、平成27年国勢調査の速報についてであります。

国勢調査は、日本国内に住んでいる全ての人及び世帯を対象とし、人口や世帯、産業構造などについて5年ごとに実施する最も重要な統計調査であり、昨年10月1日を基準日として実施しており、このたび速報が公表されましたので報告をさせていただきます。

羅臼町の人口は5,415人、前回調査の平成22年と比べますと470人の減少で、8%の減少率であります。世帯数につきましても2,101世帯で、前回調査より76世帯の減少で3.5%の減少率であります。

北海道全体の人口減少率が2.2%、根室管内の減少率が4.9%となっており、羅臼町の減少率は非常に高くなっておりますので、改めて人口減少対策に向けた総合戦略の取り組みを着実に進めてまいります。

2件目は、既にお手元に配付してございます3月7日現在における市場の鮮魚取扱高の状況でございます。

トータルで見ますと、昨年と比べ、現時点で約1,411トン増、金額では約3億9,000万円増の11億9,000万円となっております。数量、金額ともに前年を上回っております。中でも、スケソウ漁で約1億7,000万円の増でありまして、格差是正の取り組みにより厳選されたこともあり、1件当たりの水揚げ量もふえたことは一定の評価をしております。

ホッケに関しましては、昨年同期と比べ2,000%以上の伸び率であります。心配された資源が今後回復に向かうことを願っております。

2016年は、豊漁で活気のある浜を期待するところであります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第27号 根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を 求めることについて

○議長（村山修一君） 日程第5 議案第27号根室町村等公平委員会委員の選任につき

同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 87ページをお開き願います。

議案第27号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

根室町村等公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所につきましては、野付郡別海町別海川上町139番地の29。

氏名につきましては、下川原洋。

生年月日、昭和24年1月2日、67歳でございます。

任期につきましては、平成28年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

下川原氏につきましては、中標津高等学校を卒業後、別海町役場に勤務し、総務部財政課長、総務部次長を歴任され、その後、別海町監査委員もされております。経験、識見ともに適任でありますので、満堂の賛同を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第27号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第6 報告第1号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第6 報告第1号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 報告第1号専決処分した事件の承認についてであります。

また、この後、予定されております報告第2号、議案第1号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算、議案第17号、19号、議案第2号から5号につきまして、副町長並びに担当課長から内容について説明させますので、御審議、御決定くださいますようお願い

い申し上げます。

○議長（村山修一君） 税務財政課長。

○税務財政課長（高橋力也君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第1号専決処分した事件の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものであります。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

羅臼町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日につきましては、平成27年12月30日であります。

3ページをお願いします。

羅臼町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

羅臼町町税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正案につきましては、昨年12月25日に公布となりました地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令第108号に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正理由につきましては3ページに記載しておりますが、改正の内容につきましては、別冊としてお手元に配付してございます参考資料の1ページ、資料1の羅臼町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定改正要旨にて御説明いたしますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

それでは、今回の専決処分の経過として、平成28年度与党税制大綱により個人番号利用取り扱いの一部見直し方針が示され、12月25日に改正省令の公布となったことに伴い、平成28年1月1日からの施行となることから、昨年5月の臨時議会において議決した羅臼町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正しなければならないことになり、12月30日付で専決処分し、内容的には、納税義務者、特別徴収義務者等の負担軽減を図るため、町民税及び特別土地保有税の減免に対して、個人番号の記載を不用とすることが示されたものであります。

以上でございますが、2ページの資料2の新旧対照表は後ほどお目通し願います。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、報告第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第1号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 報告第1号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第7 報告第2号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第7 報告第2号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の4ページをお願いいたします。

報告第2号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

5ページでございます。

専決処分書。

平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日につきましては、平成28年1月29日でございます。

平成27年度目梨郡羅臼町一般解補正予算。

平成27年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,264万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

18款1項繰越金、4,500万円を追加し1億1,054万7,000円。財源調整のために繰越金に求めたものでございます。

歳入合計4,500万円を追加し、37億6,264万4,000円。

歳出でございます。

7款土木費4,500万円を追加し1億3,030万5,000円。2項道路橋りょう費4,500万円を追加し1億2,848万6,000円。これの補正につきましては、当初予算の除雪費用4,000万円を計上したところでございますけれども1月29日現在、

不足を生じたために専決処分をさせていただいたものでございます。この追加によりまして、除雪費用合計は8,500万円となるものでございます。

歳出合計4,500万円を追加し37億6,264万4,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、報告第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第2号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 報告第2号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第 8 議案第 1号 平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

◎日程第 9 議案第 17号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について

◎日程第 10 議案第 19号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第1号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算及び日程第9 議案第17号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について並びに日程第10 議案第19号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の9ページをお願いいたします。

議案第1号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成27年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ472万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,736万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、繰越明許費でございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費の追加は、第2表、繰越明許費補正による。

第3条は、地方債の補正でございます。

地方債の追加は、第3表、地方債補正による。

10ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

9款1項地方交付税2,807万7,000円を追加し19億8,056万1,000円。これにつきましては、財源調整のために求めたものでございます。

11款分担金及び負担金267万1,000円を減額し3,782万4,000円。

1項分担金195万円を減額し280万円。

2項負担金72万1,000円を減額し3,502万4,000円。

分担金につきましては、道営草地事業の事業確定による減でございます。負担金につきましては、給食費の小中学生の減少あるいは回数の減によるものでございます。

12款使用料及び手数料236万3,000円を減額し1億3,458万4,000円。

1項使用料236万3,000円を減額し1億417万2,000円でございます。これにつきましては、子ども子育て支援法の施行によりまして定額の保育料が世帯状況によって減額されるということのものであります。

13款国庫支出金1,726万8,000円を追加し2億289万5,000円。

1項国庫負担金341万9,000円を減額し1億2,294万6,000円。

2項国庫補助金2,068万7,000円を追加し7,756万円でございます。

国庫負担金につきましては、児童手当の交付が決まりまして、決算見込みによる減でございます。補助金につきましては、マイナンバー情報のセキュリティー強化が求められておりまして、国からの補助等でございます。

14款道支出金326万3,000円を減額し1億3,242万1,000円。

1項道負担金74万2,000円を減額し7,815万5,000円。

2項道補助金252万1,000円を減額し3,855万8,000円でございます。

負担金につきましては、児童手当の道の交付の決定による減額でございます。道補助金につきましては、密漁防止対策事業等の事業決定に伴う減額でございます。

16款1項寄附金5万6,000円の減額でございます。これにつきましては、漁港の改修事業等の決算見込みによる減でございます。

20款町債1項町債でございまして3,226万8,000円の減額で2億6,022万2,000円になるものでございます。6件の事業の確定による減額になるものでございます。

これで、歳入472万4,000円を追加し37億6,736万8,000円となるものでございます。

歳出でございます。

議会費16万2,000円を追加し4,058万7,000円。人事院勧告による期末手当の増でございます。

2款総務費4,794万円を追加し7億7,893万1,000円。

1項総務管理費4,764万円を追加し7億4,188万7,000円。

2項徴税費30万円を追加し849万2,000円でございます。

総務管理費につきましては、マイナンバーの環境整備構築の事業、あるいはふるさと納税の増額、礼文町町営住宅の長寿化対策による増額等が主な内容でございます。徴税費につきましては、町税還付金でございます。

3款民生費831万7,000円を追加し4億8,303万3,000円。

1項社会福祉費1,310万1,000円を追加し3億8,859万4,000円。

2項児童福祉費478万4,000円を減額し9,435万5,000円。

社会福祉費につきましては、年金生活者の支援のための臨時交付金事業の追加でございます。児童福祉費については、児童手当の決算見込みによる減でございます。

4款衛生費1,801万4,000円を減額し5億8,896万1,000円。

1項保健衛生費1,033万7,000円を減額し2億1,584万5,000円。

3項清掃費767万7,000円を減額し3億6,657万6,000円。

保健衛生費につきましては、水道会計の赤字見込みによる追加4,315万5,000円、診療所会計によります4,857万2,000円が一般財源として戻し入れをすることといった内容が主なものでございます。清掃費につきましては、衛生組合あるいは広域連合組合の減額によるものであります。

5款農林水産業費2,496万3,000円を減額し7,007万3,000円。

1項農業費195万円を減額し1,494万7,000円。

3項水産業費2,301万3,000円を減額し5,363万4,000円。

農業費につきましては、道営草地改良事業の決定による減でございます。

水産業費につきましては、それぞれ漁港改修事業等の事業が確定したための減額でございます。

6款1項商工費102万9,000円を減額し8,049万3,000円。これにつきましては、ルサフィールドハウスの管理委託の減によるものでございます。

8款教育費660万9,000円を減額し3億1,084万1,000円。

3項中学校費694万円を減額し7,969万8,000円。

5項社会教育費10万9,000円を追加し2,791万2,000円。

6項保健体育費22万2,000円を追加し1億78万9,000円。

中学校費につきましては、知床未来中学校の設計委託の確定による減でございます。社会教育費につきましては、第7次の中期計画策定をしております、その委員報酬の増分でございます。保健体育費につきましては、給食費の原材料の減、あるいは調理員の賃金

の増が主なものでございます。

10款1項職員費108万円を減額し8億6,174万円。人事院勧告に伴います増と実行見込みによるトータルで減になったものでございます。

歳出合計472万4,000円を追加し37億6,736万8,000円となるものでございます。

12ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。追加でございます。

2款総務費1項総務管理費、事業名マイナンバー利用環境構築費用負担金事業でございます。セキュリティの強化対策として3,454万4,000円。

町営住宅等長寿命化工事事業、礼文町の町営住宅の長寿命化対策でございまして1,100万円。

3項民生費1項社会福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業1,152万1,000円。これにつきましては、補正予算で追加計上した3事業につきまして、それぞれ次年度に繰り越して事業を行うものであります。

第3表、地方債補正。追加でございます。

マイナンバー利用環境構築事業債2,810万円でございます。起債の方法につきましては、証書借入または証券発行、利率5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等につきましては、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借りかえすることができる。

以上でございますが、事項別明細書につきましては参考資料で添付をしておりますので、後ほどお目通しをいただければというふうに思っております。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（村山修一君） 総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 議案の64ページをお願いいたします。

議案第17号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

65ページでございます。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例であります。

今回の提案理由であります。平成27年度人事院勧告における職員のボーナスの引き上げに伴いまして、議会議員の期末手当につきましても職員と同様に引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

人事院勧告及び改正条例の詳しい内容につきましては、常任委員会で御説明したとおりでありまして、期末手当の支給額を年間で0.1カ月分である100分の10を引き上げるものであります。また、人事院勧告において、平成27年度適用分と平成28年度以降適用分に分けて同一項目が改正となることから、改正条例は第1条及び第2条となっており、条例第5条第2項の改正となっております。

第1条、羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第1条の改正は、平成27年度分となりますが、12月支給分を100分の137.5から100分の147.5と改めるものです。

第2条、羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第2条は、平成28年度以降分となりますが、6月支給分を100分の127.5に、12月支給分は100分の142.5と改めるものです。

附則の第1項、第2項で、それぞれの施行期日を定めておりまして、第3項では期末手当の内払い規定を定めております。

以上であります。

続きまして、議案68ページをお願いいたします。

議案第19号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

69ページでございます。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

今回の改正につきましては、人事院勧告による月例給及び勤勉手当の引き上げと地方公務員法の改正に伴いまして、等級別基準職務表の条例化など所要の改正を行うものであります。

詳しい内容につきましては、常任委員会で御説明いたしましたが、勤勉手当を年間で100分の10引き上げることと、月例給を平均0.4引き上げる措置など行っております。

また、先ほどの議案第17号の改正案と同様に、人事院勧告において平成27年度分と平成28年度以降分に分けて同一項目が改正となることから、改正条例は第1条及び第2条となっておりまして、記載のとおりであります。

第1条職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条の改正は、平成27年度から適用分となり、第21条第2項第1号の改正で12月支給分の勤勉手当を100分の10引き上げ、100分の85に改めるものでして、再任用職員については100分の35を100分の40に改めるものです。

また、別表の改正は月例給の改正であります。第5条関係の別表は給料表でありまして、記載のとおり改正するものであります。1級の初任給を2,500円引き上げて平均0.4%引き上げる改正となっております。

73ページに進んでいただきまして、第2条職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の改正は、平成28年度からの適用となりますが、各条項で文言整理及び引用規定の改正を行うほか、第4条の改正では、このページの下段にあるとおり、等級別基準職務表を第1表として定めております。

この等級別基準職務表につきましては、これまで職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則におきまして級別基準職務表として規定しておりましたが、今回の法律改正により条例化することとされましたので、国の例により一部変更して定めておりますが、職務給1級から6級までの基準となる職務について記載のとおり定めております。

また、21条の勤勉手当の改正では、平成27年度分に適用となる改正条例第1条の改正では、12月支給分に100分の10の引き上げを行いました。平成28年度以降については現行の勤勉手当の6月及び12月支給分に、それぞれ100分の5を引き上げることとなる100分の80と改め、再任用職員については100分の37.5に改めるものです。

74ページで、附則であります。

第1項、第2項でそれぞれ施行期日を定め、第3項では給与の内払い規定を定めておりましたが、第4項では規則への委任規定を定めております。

以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第1号及び議案第17号、議案第19号の3件を採決します。

この採決は、1件ずつ起立によって行います。

議案第1号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第1号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第17号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第19号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第2号 平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別
会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第11 議案第2号平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 議案の14ページをお願いいたします。

議案第2号平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成27年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次の定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,116万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,876万3,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

15ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款国庫支出金4,857万2,000円を追加し3億1,743万2,000円。

2項国庫補助金4,857万2,000円を追加し5,283万1,000円。診療所の運営に対しまして、特別調整交付金が認められたものでございます。

6款道支出金2,375万8,000円を減額し8,855万1,000円。

2項道補助金2,375万8,000円を減額し7,774万5,000円。高齢者インフルエンザ等予防接種に係る費用分及び保険財政共同安定化事業分でございます。

7款1項共同事業交付金604万3,000円を追加し3,521万9,000円。事業確定に伴うものでございます。

10款1項繰越金31万円を追加し31万1,000円。財源調整のため、前年度繰越金に求めるものでございます。

歳入合計3,116万7,000円を追加し10億1,876万3,000円。

続きまして、歳出でございます。

2款保健事業費58万2,000円を追加し711万9,000円。

1 項保健事業費 5 8 万 2, 0 0 0 円を追加し 3 9 2 万 1, 0 0 0 円。高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌ワクチン接種に係る費用を補助金の対象とするため、国保会計での予算化をするものでございます。

3 款保険給付費 3 7 7 万 1, 0 0 0 円を追加し 6 億 8, 1 8 5 万 2, 0 0 0 円。

2 項高額療養費 3 7 7 万 1, 0 0 0 円を追加し 8, 2 1 0 万 1, 0 0 0 円。一般被保険者の高額療養費の増加に伴うものでございます。

5 款 1 項共同事業拠出金 2, 1 7 5 万 8, 0 0 0 円を減額し 1, 2 0 4 万 9, 0 0 0 円。事業確定に伴うものでございます。

1 0 款諸支出金 4, 8 5 7 万 2, 0 0 0 円を追加し 6, 2 5 2 万 9, 0 0 0 円。

3 項繰出金 4, 8 5 7 万 2, 0 0 0 円を追加し 4, 8 5 7 万 2, 0 0 0 円。診療所の運営に対しまして認められました特別調整交付金を繰り出すものでございます。

歳出合計 3, 1 1 6 万 7, 0 0 0 円を追加し 1 0 億 1, 8 7 6 万 3, 0 0 0 円。

なお、この補正予算につきましては、去る 3 月 2 日開催の第 1 回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございますが、事項別明細書につきましては別冊資料 1 に掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第 2 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 2 号平成 2 7 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 1 1 議案第 2 号平成 2 7 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 3 号 平成 2 7 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第 1 2 議案第 3 号平成 2 7 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（斉藤健治君） 議案の17ページをお願いいたします。

議案第3号平成27年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

平成27年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ609万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,032万1,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」に定めております。

18ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款1項介護保険料130万3,000円を減額し8,060万8,000円。

2款使用料及び手数料1項使用料33万3,000円を減額し44万5,000円。

3款国庫支出金134万2,000円を減額し9,799万7,000円。

1項国庫負担金115万円を減額し7,587万8,000円。

2項国庫補助金19万2,000円を減額し2,211万9,000円。

4款1項支払基金交付金168万円を減額し1億1,023万1,000円。

5款道支出金74万8,000円を減額し5,511万7,000円。

1項道負担金80万円を減額し5,329万3,000円。

2項道補助金5万2,000円を追加し182万4,000円。

7款繰入金69万円を減額し7,265万8,000円。

1項他会計繰入金69万円を減額し6,677万7,000円。

歳入の補正につきましては、1款介護保険料から7款繰入金まで決算見込みに伴うそれぞれルール分の減額補正でございます。

歳入合計609万6,000円を減額し4億3,032万1,000円。

続きまして、歳出です。

1款総務費28万5,000円追加し1,619万5,000円。

1項総務管理費28万5,000円を追加し1,403万8,000円。

2款保険給付費600万円を減額し3億8,891万2,000円。

1項介護サービス等諸費200万円を減額し3億4,775万9,000円。

2項介護予防サービス等諸費500万円を減額し740万3,000円。

3項高額介護サービス等費100万円を追加し932万2,000円。

今回の減額補正につきましては、ただいま御説明いたしました保険給付費で1項並びに2項の決算見込みに伴う減額が主な要因でございます。

3 款地域支援事業費 6 6 万 6, 0 0 0 円を減額し 7 6 6 万 8, 0 0 0 円。

2 項包括的支援事業・任意事業費 6 6 万 6, 0 0 0 円を減額し 2 8 7 万円。

6 款 1 項職員費 2 8 万 5, 0 0 0 円を追加し 1, 3 3 0 万 5, 0 0 0 円。

歳出合計 6 0 9 万 6, 0 0 0 円を減額し 4 億 3, 0 3 2 万 1, 0 0 0 円。

なお、事項別明細書につきましては、別冊資料 1 に掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第 3 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 3 号平成 2 7 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 1 2 議案第 3 号平成 2 7 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 4 号 平成 2 7 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第 1 3 議案第 4 号平成 2 7 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 議案の 2 0 ページをお願いいたします。

議案第 4 号平成 2 7 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

平成 2 7 年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2 1 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金は、目の組みかえでございますので補正額はございません。国民健康保険事業において、診療所の運営に対して特別調整交付金が認められたことから、国民健康保険事業特別会計繰入金を追加し、一般会計繰入金から同額を減額するものでございます。

歳入合計、補正額はございません。歳出の補正額もありません。

なお、この補正予算につきましては、3月2日開催の第1回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございますが、事項別明細書につきましては別冊資料1に掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

よろしくお願いいいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第4号平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第5号 平成27年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第14 議案第5号平成27年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 議案の23ページをお願いいたします。

議案第5号平成27年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算。

第1条は総則です。

平成27年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入の補正です。

平成27年度水道事業会計第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。収入。

第1款水道事業収益4,313万5,000円を補正し2億5,457万4,000円。

第2項営業外収益4,313万5,000円を補正し4,789万6,000円。

第3条は資本的収入の補正です。

平成27年度水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,283万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金424万2,000円、当年度損益勘定留保資金7,510万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34万9,000円及び一般会計補助金4,313万5,000円で補填するものとする。）。

収入、第1款資本的収入第1項出資金1億2,283万1,000円を減額補正し、ゼロ円とするものです。

今回の補正につきましては、資本的収支で4,313万5,000円不足することから、一般会計より収益収入の一般会計補助金に繰り入れ、資本的収支に補填するものでございます。

資本的収支の不足する分につきましては、損益勘定留保資金にて補填しておりましたが、企業債償還元金が毎年1億円以上となっており、損益勘定留保資金が底をついたため補正しなければならなくなったものでございます。

なお、余剰予算を損益勘定留保資金等により補填することをわかりやすくするため明記いたしております。そして、そのことにより、資本的収入の出資金を減額し、ゼロ計上としております。

別冊資料1に、当補正の資料としまして補正予算実施計画を載せておりますので、後ほどお目通しのほどよろしく願いいたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

松原臣君。

○7番（松原 臣君） 水道会計についてお伺いしたいと思いますけれども、一般会計から4,313万5,000円補填して赤字を埋めるということでございますけれども、今後、委員会でもお話を多少させていただいたのですけれども、赤字が続くという見込みが、当分、黒字に転換するのになかなか難しいという話も聞いております。

そこで、必然的に一般会計が余裕があれば、こういう3,000万円、4,000万円を負担して、住民に水道料金の値上げをしなくてもいいのではないかなというふうなことができると思うのですけれども、当会計を見ると、なかなかその辺が一般会計から毎年繰り入れて調整するという、だんだん迫ってくるのではないかなというふうに私自身は思っているわけです。

当初、水道施設をつくるに当たっても、一遍に値上げをするとなかなか住民の負担がかかって、住民も水道に対して非常に負担がかかるということで、徐々に借金を返しながら少しずつ値上げをするというような計画で事業をスタートしたというふうに、私の記憶ではそういうふうを感じているのですけれども、そのほか水道管の入れかえ等々あることも

踏まえて、できれば水道料金は上げてもらいたくないというのは私の基本的な考えですが、一般会計から繰り入れが難しいということになれば、早目にどう補填して、どういうふうな計画で、上げるとしても急に上げるようなことはしないように、徐々に5年、6年、10年がいいのかちょっとわかりませんが、その辺を含めて今後計画を立てて対策に当たっていただきたいと思っておりますけれども、ちょっと質問の仕方が悪いかもわからないですけれども、その点お答えを願えればと思います。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいまの質問でありますけれども、今お話があったとおりでございまして、羅臼町の町民の皆さんにおいしい水を提供しなければならないというようことから始まりまして、浄水場の整備をしたと。施設含めて整備をしたところでございますが、全て借金でやっているというのも事実でございます。

したがって、今、松原議員がお話しされたとおりで、当時3年ごとに水道料金を見直ししながら、この償還に充てていくという理解もいただきながら進めてきたわけでありまして、昨今のこの経済状況を見ますと、常に3年ごとというような値上げにはなかなか踏み切れないというような状況もありまして、一般会計から繰り出してということもあつたわけでありまして、ここに至って向こう十二、三年くらいの財政計画を立てたところが10年ぐらいにおいて水道事業赤字を出さざるを得ないと、収支不足が出ると。これは施設の償還のピークを迎えているというような状況がありますので、これは収支不足のまま、そのままにできませんので、これは一般会計から繰り出して収支を合わせるという状況をつくっていかねばならないというふうに思っておりますけれども、今お話があったとおりで一般会計もどうなのだというお話でございまして、一般会計においても大変厳しい状況にあるということからいきますと、この後、この10年間ぐらいの水道の収支、しっかり出ておりますので、それに見合ったところの町民負担をいっとう求めていくか、しっかりと検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 松原君。

○7番（松原 臣君） 今、副町長からお答えいただいたような形になろうかなと。ただ、私、心配するのは、住民の理解が得られなければなかなか値上げにも踏み込めないだろうというようなことを思っておりますので、その準備段階で計画ができましたら、住民に理解を求める、または周知するということを徹底して水道会計の改善に努めてもらいたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号平成27年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第5号平成27年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

ここで、11時15分まで休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（村山修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第15 町長・教育長行政執行方針

○議長（村山修一君） 日程第15 町長・教育長行政執行方針の説明を求めます。

最初に、町長行政執行方針の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 平成28年度の町政運営に当たり、改めて町民の皆様の思いを共有しながら、町民の幸福と羅臼町の発展のため全力を尽くすことはもとより、私も昨年4月末より町長に就任し2年目となることから、より具体的かつ効果的な取り組みで町政運営に当たる決意を新たにしているところでございます。

まずは、町民皆様の生の声をお聞きしたいということで始めました各町内会での座談会では、参加いただいた皆様より厳しい現状も聞くことができましたし、多くの皆様が羅臼町に希望を持ち続けてくださっていることに、私自身、感動と勇気をいただきました。

今年度は、町民よりいただいた御意見や御提案を一つ一つ実行していかなければならない年と考えております。

町内会での座談会は、今年度も継続してまいります。また、町内の各種産業団体や経済団体、青年女性団体などとも現在の課題やこれからの羅臼町で必要な取り組みについて、じっくり意見交換を行いたいと考えております。

基幹産業である漁業を取り巻く環境も厳しさを増し、年々、水産資源が減少傾向にあり、羅臼漁業協同組合が取り組んできた格差是正問題も、さらなる減船と61名の組合員が脱退しなければならないといった結果となりました。

このような厳しい現状を踏まえ、今年度の町政運営につきましては、「地域を支える産業の活性化」を先頭に「安全・安心なまちづくり」「医療・保健・福祉・介護の充実」

「快適な生活環境の充実」「教育分化のまち」「安定した財政運営」の6点を掲げ、具体的な政策を推し進め、町民が夢と希望を胸に安心して暮らせる羅臼町を目指してまいります。

また、持続可能な漁家経営のため、羅臼漁業協同組合を中心に組合員の方々や関係団体の皆様がこの難局を乗り越えるべく努力をされております。行政としましても、今まで以上に関係機関と連携し、課題の共有に努めるとともに努力してまいります。

水産資源が減少する中、今こそ水産物の高付加価値化やブランド力アップを図り、地域内循環をする中で新たな雇用の創出が求められております。また、未利用資源の活用や漁業の観光資源化も含め、異業種での連携により地域の活性化を目指すことも必要となっております。

このような取り組みを実践すべく努力していく団体や、そのために起業を目指す方々とは、思いや課題を共有するとともに、しっかりとした支援をしていきたいと考えております。

昨年は、大雪、高潮、大波、雪崩、地すべりなどが発生し、幹線道路の通行どめ、家屋や番屋などの浸水損壊、漁港の崩壊など、数々の災害に見舞われた年となりました。今後も災害に強いまちづくり、人づくり、体制づくりに向けて、町民の災害に対する意識の向上に努めてまいります。

「まちづくり推進本部」で進めておりました第1回目の「知床らうすの未来を考えるアンダー60創造会議」を開催させていただきました。いろいろな意見が交わされておりますので、今後も2回、3回と開催してまいります。「オーバー60協力隊」についても、近々第1回目の会合を開きたいと考えております。

今年度は、第7期羅臼町総合計画のもと推進する最初の年度となります。私たちの暮らす地方自治体を取り巻く環境もますます厳しくなっており、今後さらにこの危機的状況が続くことが予想されることから、総合計画を基本に効率的、効果的に執行してまいります。

町職員にも町財政の現状を理解いただき、4月より給与の削減を実施することとなっております。

今後も引き続き厳しい財政運営となりますが、議決機関としての議会の皆様と執行機関の町長としての役割と立場に心して、抱えている課題を解決しながら、町民の幸福と羅臼町の発展のために先頭に立って全力を尽くしてまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

2年目の行政運営を担っていくに当たってのまちづくりの基本姿勢につきましては、町長に就任して初めての執行方針で掲げさせていただいた『想像から創造へ』のスローガンをもとに作成した「Kプロジェクト」を基本に今年度より具体的な取り組みへと展開してまいります。

国の政治が地方創生を推進している大きな流れの中、国に頼り、国を当てにしてい

うな地方自治体は、もう置いてきぼりにされる、そんな時代となりました。

そこで、水産商工観光課を「産業課」と名称変更し、漁業を中心とした各産業の振興を図ってまいります。

また、「まちづくり推進本部」を発展的に解消し羅臼町の地域振興と活性化を目的とした「まちづくり課」を新設いたします。ここでは、地域と産業の活性化のための「Kプロジェクト」の推進、ふるさと納税に関すること、新たなまちづくりに関する取り組み、関係する課との調整を行うなどとしております。

今、地方に求められているのは自立であり、それぞれの自治体の主体性を持ち、行政を中心に町民みずからが結束してまちづくりを考え、築いていかなければならない時代となりました。そのような中、この「まちづくり課」の果たす役割は重要と考えております。

未来を「想像」し、イメージした未来に近づけるよう、それぞれの立場で努力し、羅臼町を「創造」していかなければなりません。昨年の執行方針でも述べましたが、羅臼町民が『幸福』に暮らすためには、お互いに協力し合い、尊重しあい、善意を持って交合していく「町民の心」こそがまちづくりの基本であると思っております。

今を生きる私たち大人の使命として、現在、そして未来の子どもたちの幸福を願い、つげを残さない次世代へつなげる政策を進めていく必要があります。

そのためには、未来の羅臼をイメージ（想像）して、そこへ向かうための行動目標をしっかり持ち、町長として大胆な政策と間違いない判断と重い責任を感じながら、町民とともに羅臼町を創造してまいります。

地域経済の持続的発展のためには地域産業の活性化が必要であり、羅臼漁業協同組合や羅臼町商工会、知床羅臼町観光協会等と連携・協力しながら、オール羅臼での産業活性化の取り組みを推進していきます。

近年、地場水産品の高付加価値化と地域資源の有効活用を図った商品開発が進められ、商品化が実現しております。今後は、商品の需要の拡大につながっていくことを期待しており、引き続き関係機関と連携を強化し、地域資源の維持と発掘・活用を検討するとともに、特色を最大限に生かした主体的取り組みに対して効果的に支援してまいります。

基幹産業であります漁業については、昨年の鮮魚取り扱いで、数量、金額ともに前年を下回り、平成15年以来、100億円を下回る水揚げとなりました。ほとんどの魚種で低迷が続いており、依然として厳しい状況にあります。このことから、引き続き漁協の実施する沿岸資源の維持・増大と藻場の回復活動に対する支援を行ってまいります。

なお、漁協が取り組んできた格差是正問題につきましては、組合員の漁業種類の転換や組合員の脱退など一定の方向性が示されました。町としましても重要課題と受けとめ、雇用対策や新たな事業支援に向けた対応を講じ、漁協と連携しながら、行政としてでき得る対応をしてまいります。

また、ここ数年、漁協では羅臼昆布の消費拡大に向けたPR活動を、国内はもとより海外におきましても積極的に実施しておりますが、羅臼昆布を初めとする羅臼ブランドの販

路拡大事業として、「羅臼産海産物など首都圏での販売・PR活動事業」を実施するとともに、町が任命している昆布大使等にも積極的なPRに向けた働きかけを行ってまいります。

北方四島周辺の安全操業につきましては、漁獲量など従来と同様の条件により操業を継続しておりますが、漁獲低迷の最大の原因であるロシアトロール船の操業は依然として続いており、資源の減少や漁具への被害等が減ることもなく、極めて憂慮すべき事態が続いております。ロシアトロール船の操業阻止に向けた要請活動については、オール羅臼、同じく根室海峡を漁場とする標津町、別海町とともに国や北海道の関係機関に対し粘り強く行ってまいります。

農業につきましては、農家数9戸の小規模な集落ではありますが、近年、若い新規就農者が参入し、集落全体が若返り活気が出てきているところでございます。このような状況の中、乳製品を活用した6次産業化に向けた取り組みが計画されておりますので支援してまいります。

なお、全道的、管内的に見ても、酪農を取り巻く後継者問題が深刻な課題となっておりますので、今後とも関係機関と連携を図りながら誘致活動を行ってまいります。

観光につきましては、「通過型観光」から「滞在型観光」への脱却が課題としてあります。特に、交流人口の増大に向けて行っております知床羅臼町体験学習推進協議会の修学旅行の受け入れや、今後3年間の継続が決まっております「にっぽん丸」の寄港など、地域資源を活用した体験事業の一層の充実を関係機関と連携を図りながら継続してまいります。

観光の目玉となっておりますホエールウォッチングやバードウォッチングを目的に当町を訪れる国内外からの観光客の増加に伴い、外国人観光客を含めた受け入れ体制の整備やガイド養成など改善しなければならない課題がありますので、今後、充実に向けた取り組みを行ってまいります。

また、観光協会が作成した「観光PR用DVD」を積極的に活用し、これまで以上に道内外の旅行会社へ観光誘致やPRに努めてまいります。

私としては、地域資源の魅力を生かした本物志向の観光に観光協会など関係機関と連携し、より一層のトップセールスを行い観光振興に取り組んでまいります。

道の駅かいわいの振興につきましては、町内の団体による「第2回しれとこ羅臼昆布フェスタ」の開催や地元の海産物を炭火約で提供する飲食店の出店などによってにぎわいを感じられるようになってきております。

さらに、周辺の環境整備として、本町通りへの導線確保する階段の設置を行っており、徐々にではありますが道の駅かいわいの活性化に結びついてきておりますので、今後も地域の主体的な取り組みに対して積極的に支援してまいります。

商工業につきましては、消費拡大に向けた事業に対して支援を継続するとともに、昨年、中小企業振興基本法が施行されましたので、地方公共団体において小規模企業振興に

関する条例の制定に向け商工会と協議してまいります。

雇用対策、創業支援につきましては、昨年度、国の産業競争力強化法に基づいた「羅臼町創業支援事業計画」を策定し認定されたところでございます。この計画は、町内で新たに創業を希望する方への支援で、これまで創業に対する相談は役場や商工会、漁協、観光協会など個別に受けている状況でありましたが、ワンストップ相談窓口を役場内に設け、国、北海道、町の支援施策などを紹介するとともに、商工会や漁協、観光協会、町内の金融機関などと連携し支援体制の強化を図ることを目的としております。

また、創業に当たっての支援策として国の補助金が受けられるほか、登録免許税の軽減措置や信用保証枠の拡大などが適用されます。

新たな創業者が生まれることは、地域資源の活用、産業の活性化及び雇用の促進につながり、人口減少対策としても有効と思われまますので、関係機関と連携を強化し創業支援に努めてまいります。

安全で安心な暮らしを確保するため、平成23年度から整備してまいりました災害備蓄品につきましては、当初の計画をほぼ達成いたしました。有効期限がある飲料水や食料等につきましては、来年度以降、順次更新してまいります。

また、計画樹立以来「地域防災計画」の見直しや人口減少など、いろいろな状況変化がありますので、当初計画を十分検証し、改めて整備計画の見直しを行ってまいります。

町民皆様へ、災害に対する警戒を呼びかける手段として、防災無線やエリアメールのほか、昨年新たに登録制メール配信システムを構築した結果、現在約400名の方に登録いただいているところでありますが、さらに登録者の増加に向け取り組んでまいります。

大規模な災害の発生とともに、役場や消防などの防災関係機関は全力で活動しますが、甚大で広範囲にわたる災害の場合、行政の活動にも限界があります。緊急時には、町民一人一人が日ごろから災害に備え、いざというときには近くの人と力を合わせ助け合うことが何より大切であり、これが「自主防災活動」の本来の形であると考えております。

これまで14の町内会で「自主防災組織」が結成されておりますが、まだ結成されていない町内会におきましては「自助」、「共助」、「公助」の役割に御理解いただき、早期結成に向け支援してまいります。

近年は、異常気象による災害が全国各地で発生しており、長雨や集中豪雨などによる土砂災害の危険が非常に高くなっております。当町は、急斜面の山に隣接する区域が多く、これまでも災害に備えた治山工事が各所で行われてきました。今後も災害に対する計画が重要でありますので、危険箇所の調査を北海道と協力して実施してまいります。

安全・安心に暮らせる住環境の整備として、町営住宅につきましては「羅臼町町営住宅等長寿命化計画」により立てかえや改善を実施し、安全・安心に住み続けられる良質な町営住宅の形成を目標に進めてまいります。

今年度においては、礼文町団地の屋根防水改修を昨年度に引き続き1棟計画しております。また、栄町高台団地は空き家率が高く、高齢化・除雪・維持管理などの問題を抱え住

環境が悪化しておりますので、集約及び空き家の解体による空きスペースの確保など住環境の改善を進めてまいります。今年度においては空き家12戸の解体を計画しております。

なお、同団地において隣接する知床未来中学校の建設に伴う校長・教頭住宅の建設及び駐車場の整備を計画しております。

全国的に問題となっている空き家等については、当町においても適切に管理されていない老朽化したものが、町民の安全・安心な生活に影響を及ぼしております。町としては個別に対応しておりますが、所有者等の経済事情や相続などの問題、所有者不明による対応に苦慮しているところでございます。

昨年、庁舎内に「羅臼町空き家等対策検討委員会」を設置しましたが、今後、空き家等対策計画の策定、空き家等データベースの整理、外部協議会の設置に向けた検討と対策を行ってまいります。

私は、町民一人一人が健康に生活できることは、少子高齢化が進む当町にとって大変重要であると考え、各町内会で開催した座談会におきまして、町民の皆様にご覧いただき、各種健診をぜひ受診していただきたいとお話ししてまいりました。しかしながら、健診の受診率は依然として低い状態で推移しており、その上、今年度は、国民健康保健の医療費が、ここ数年に比べ1億円以上増加することが見込まれています。

そのため、一人一人の生活の状態や能力、年齢に応じた主体的な取り組みを重視して健康増進を図ることを目的に、保健師や栄養士、歯科衛生士などによる保健指導を行うとともに、引き続き各種がん検診や特定健診の受診率向上など、生活習慣病予防対策の強化に努めてまいります。

特に、特定健診の受診率向上につきましては、これからの元気な高齢者をふやすために見重要となることから、各町内会に委嘱しております保健推進員の協力を得ながら訪問などによる受診勧奨を行うとともに、関係機関と連携し、保健指導の強化や受診しやすい環境の整備なども継続して実施してまいります。

町民一人一人が医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住みなれた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最後を迎えることができる環境は整いつつあり、これを支える重要な基盤である知床らうす国民健康保険診療所を中心に、当町の医療ビジョンを推進するため、医療・保健・福祉・介護の連携強化に努めているところであります。

特に、診療所につきましては、平成24年度に指定管理者制度を導入し、社会医療法人孝仁会による運営が開始されてから、今年度で指定管理の契約期限である5年目を迎えました。この間、孝仁会には、当町の医療ビジョンによる医療を安定的に提供していただいていることに対しまして感謝申し上げる次第であります。

なお、孝仁会と指定管理の契約期間延長の協議を行い、引き続き診療所の運営を担っていただける旨の回答をいただき、大変ありがたく思っているところであり、今年度は、平成29年度から新たな指定管理に向けて具体的な協議をしてまいります。

また、診療所の医療技術者や各福祉施設の介護福祉士など専門職が不足している状況にあることから、その対策について検討していましたが、羅臼高校からの養成施設等への進学者に対する支援を行い、医療技術者等の育成と充足を図るための、「羅臼町医療技術者修学資金条例」における貸付対象資格を拡充する条例改正案を今議会に上程しておりますので、御審議賜り御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

高齢者が重度の要介護者になっても、それまで住みなれた地域で自分らしい暮らしをおくり続けられるように、地域包括ケアシステムの充実に努めておりますが、地域包括ケアを実現させるためには地域力が不可欠であり、行政だけではなく企業やボランティア団体などが協力し合って、その地域における課題解決に向けて、地域の自主性を重んじて取り組みを進めていかなければなりません。

そのような中、地域包括支援センターには、地域包括ケアにおける中核機関として、より専門的で質の高い機能と安定性が求められていますので、今年度は、センターの機能強化を図るための委託化について具体的に検討してまいります。

国民健康保険は、国民皆保険を支える重要な基盤であることから、制度の安定的な運営が可能となるよう、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を担うこととなっております。

この改革に伴い、財政運営の安定化、保険料負担の透明化、事務の効率化・広域化などの効果が期待されていますが、反面、保険者の努力支援としての各種指標には、「特定健診・特定保健指導等の実施状況」や「収納率向上の状況」などが反映されることも検討されていることから注視しているところであります。

そのような中、昨年度から医療費が増加しており、その対応に苦慮しているところでありますが、医療費の増加分については、そのまま保険税を値上げして国保加入者に求めることは、現在の地域経済の状況から困難であるため、厳しい財政状況の中ではありますが、やむを得ず一般会計から約8,000万円を「保険税軽減対策」として繰り入れしなければならない憂慮すべき事態となりました。

このような事態を解消するためには、関係機関と協力して、制度周知や啓発活動、受診しやすい環境整備などを図りながら、町民の予防・健康づくりを推進し、医療費の減少に努めるとともに、引き続き、保険税の収納率向上について取り組むなど、制度の円滑な施行に向けて準備を進めてまいります。

昨年3月に、少子化や子どもの健やかな育ちと子育てを町全体で支援する環境整備を目的に「羅臼町子ども子育て支援計画」を策定し、教育や保育、子育て支援のサービスを実施してまいりました。

その一つとして、昨年4月に開設した羅臼小学校空き教室を利用した「羅臼小学校放課後児童クラブ」は、今年度、利用者のニーズをもとに、児童クラブの対象児童を小学6年生まで拡大し、就労などで昼間保護者がいない家庭を支援する保育体制を充実してまい

ります。

障がいのある人もない人も、ともにいきいきと輝き、安心して暮らすことができ、みずからの生き方を主体的に選択・決定し、その個性と可能性を十分に伸ばし、地域で自分が望む生活を送り続けられることができるまちづくりを目指しています。

そのため、障がいがある人の働く場の確保・拡大を図っていく必要がありますので、一般就労に向けて地域住民や企業に対し、障がいのある人が働くことを理解していただくための啓発や交流の場を提供することに加えて、事業所でつくった製品が売れるための応援をするなど、就労支援施策の充実を図るとともに、障がい者の自立生活の基盤づくりのために引き続き支援してまいります。

また、障がいのある人や家庭の相談を受けやすくするため、地域活動支援センターや根室圏障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」と連携し、地域生活支援体制の充実に努めてまいります。

当町は、知床世界遺産の町として、世界自然遺産にふさわしい景観づくりを町民全体で考え実践し、自然環境保全に努めながら、漁業と観光を軸とした豊かなまちづくりを推進しなければなりません。

知床の環境保全と地域の活力と魅力を高めることを目的とした「羅臼町環境基本計画」と「羅臼町不法投棄防止条例」が施行され、行政だけではなく、町民、各事業者、そして当町を訪れる滞在者が環境に配慮した行動や保全活動を連携していくことを呼びかけています。

連合町内会が主催する「春の一斉大掃除」、小中高一貫教育での「一貫教ボランティア清掃」の実践で、きれいになった路側帯などが、数日後には一部の心ない者の行為によるポイ捨てによって羅臼町全体のイメージダウンになっており、平成27年度の不法投棄は、前年度と比較すると減少してはおりますが、件数で5件、数量で約245キロとなっております。

世界自然遺産の町としてふさわしい自然豊かな当町を後世に引き継ぐため、不法投棄防止看板や広報誌等で啓発強化を図るとともに、連合町内会、老人クラブ、小・中・高生、ねむろ自然の番人宣言事業者ほか各種関係機関と連携して、きれいな羅臼町を目指してまいります。

合併処理浄化槽につきましては、平成3年度から当町の生活排水処理対策として普及促進を図ってまいりましたが、年20基の計画目標に対しまして、平成24年度以降は目標計画数を下回っており、普及率は平成27年度末で44.82%となっております。普及率が伸びるよう、新たな取り組みとして、平成3年以降に設置された単独処理浄化槽134基の合併処理浄化槽への変更が進むよう、新たな支援方法を検討してまいります。

環境意識の高まりを受けて、再生可能エネルギー導入に対する動きが活発になっており、特に「地熱」は、天候や季節に影響を受けず安定した利用が可能であり、ほかの再生可能エネルギーと比較しても二酸化炭素の排出量が少なく、環境に優しいエネルギーとし

て注目されております。

当町においては、昭和59年から地熱による温泉供給事業を実施しておりますが、施設の老朽化等により安定的な温泉供給の維持ができなくなると判断し、将来にわたって安定化させるためには、地下資源の埋蔵量調査を実施する必要があると判断し、昨年、オリックス株式会社に御協力をいただきながら調査を行っており、間もなく調査結果が報告されることとなっておりますので、資源の安定的な維持と活用方法について、羅臼町地下資源活用に関する地域協議会と連携を図りながら検討してまいります。

昨年までの2年間は、「国立公園50周年・世界遺産10周年」記念事業期間ということで、さまざまなイベントを開催いたしました。世界遺産登録も11年目を迎え、国などととも策定してまいりました知床世界自然遺産地域管理計画の各種附属計画も、第二次、第三次と進んできております。今後、管理運営につきましては、引き続き関係機関はもちろんのこと、世界自然遺産地域科学委員会とも連携しながら、よりよい方向性を見出していくことで、野生鳥獣との共存や保護と利用の両立など、地域が抱える課題に関しましても一つ一つ解消への道を探っていきたいと思っております。

また、その野生動物との共存ということでは、昨年までの5年間でダイキン工業株式会社から4,000万円の御寄附をいただき、ルサ・相泊間や、市街地周辺に電気柵を設置してまいりました。幸いにして、今年度から8年間につきましても、これまでに設置された電気柵の維持管理のために1,280万円の御寄附を知床財団に預けることとなりました。このような経緯を受けまして、本年2月にダイキン工業株式会社、斜里町、知床財団との新たな4者協定を結んでおり、これまでと同様に4者連携しながら寄附金による事業を執行してまいります。

昨年4月から新教育委員会制度がスタートし、本年1月に羅臼町教育大綱を策定いたしました。

本大綱は、羅臼町民憲章に示す町民像に迫ることを基本とし、「ふるさと羅臼の躍進を創造し いきいきと逞しく行動する 心豊かな町民の育成」を教育目標に8つの基本方針で構成し、その具体化を図るため、教育部門の分野ごとあるいは各分野が連携・協力しながら各種取り組みを進めてまいります。

知床未来中学校の建設につきましては、昨年度、実施計画を終え、今年度は文部科学省に国庫補助申請を行い、内定を受け次第、本工事の着工となる予定であります。また、並行して校歌の作成や2つの中学校の閉校式典と新中学校の開校に向けての準備等も進めてまいります。

このことにかかわり、学校教育においては、各校が1校化となる知床未来中学校の開校を意識し、児童・生徒が交流を深める行事・取り組み等も進めてまいります。

さらに、今後、児童数の減少が見込まれることから、幼稚園の一園化と小学校の一校化を検討してまいります。

社会教育の推進につきましては、羅臼町教育大綱のもと羅臼町第7次社会教育中期計画

を策定いたしました。『21世紀をたくましく心豊かに生きるためともに学びあう社会教育を推進する』を目標に、「ふるさとの良さを発見し、ふるさとに誇りと愛着を持ち、主体的に行動できる人の育成」を重点と定め、未来を担う人材の発掘・育成、家庭教育の充実、文化活動と図書活動、豊かな自然を活用した野外教育等各事業を推進してまいります。

平成25年から実施しております町民体育館の指定管理者制度につきましては、平成27年度で指定管理期間が終了いたします。この間、指定管理者のNPO法人羅臼スポーツクラブらにおきましては、施設の管理や町民のニーズに沿ったスポーツ振興の推進など、おおむね良好に推移しております。

平成28年度から指定管理につきましても公募したところ、引き続きNPO法人羅臼スポーツクラブらに選定されましたので、さらなるスポーツ振興を期待するものであります。

また、そのほかの施設に関しましても、それぞれの管理や利用状況を踏まえながら、指定管理についての検討を進めてまいりたいと考えております。

平成28年度の国の地方財政対策として、地方税総額が2.4%増、約1兆円上回ることに對して、地方交付税を0.3%減、並びに第二の地方交付税と言われる臨時財政対策債を16.3%減とすることが示されております。

国が進める経済政策の影響は都市部に集中しており、我が町のような一次産業に依存する自治体には、影響はもとより恩恵が全く感じられない状況であります。

このような状況下で、平成28年度当初予算の一般会計歳入歳出総額は41億6,901万8,000円となっており、昨年度当初予算より約17%、6億円上回るものとなりました。この主な要因は、いよいよ始まる知床未来中学校建設工事の着工、ふるさと納税の拡充のほか、特別会計の繰り出しであります。

これらの財源を満たすためには、その多くを町税や地方交付税に求めているところですが、水揚高の減少により町民税の調整額の減少が見込まれること、また、先ほど申し上げましたとおり地方交付税の減額も見込まれることから、財源不足を補うために「財政調整基金」など約1億9,000万円取り崩すこととなりました。そのことから、さらなる財源確保のため、ふるさと納税を推進するとともに、「債権管理条例」に基づき、町が所有する全ての債権について、収納対策に取り組んでまいります。

また、町税の収納対策として、引き続き積極的に滞納整理に取り組むほか、「釧路・根室広域地方税滞納整理機構」とも連携しながら歳入の確保に努め、より公平・公正な徴収事務を進めるとともに、漁業協同組合など関係団体に一層の協力を求め、納めやすい環境づくりの確立に努めてまいります。

一方、歳出の中で、必ず支出しなければならない義務的経費である人件費・扶助費及び公債費総額の割合は、約35%を占めており、弾力性のない非常に窮屈なものになっていることから、今後とも歳出全般の内容、特に義務的経費について見直しも含め、継続して

検討してまいります。

このような厳しい状況ではありますが、将来、中学校建設工事が平成30年に終了する予定としており、次には「町営住宅等長寿命化計画」により建てかえ工事の予定となっていることから、いわゆる「箱もの事業」が続くことなど、財政需要を見据え財政調整基金などについては可能な限り積み立てて、将来に備えた財政運営をしなければならないと考えております。

毎年、起債という借金と、基金という貯金に手をつけ予算を何とか確保しての行政運営ではいずれ限界がやってきます。このことから、身の丈に合った我が羅臼町独自の財政構造を構築し、次世代の子どもたちに誇れるまちづくりを継続するため、安定した財政運営を目指してまいります。

平成17年度から実施している「知床・羅臼まちづくり基金」につきましては、昨年12月から事業メニューの見直しと当町の特産品などをPRすることを目的とした返礼品制度を導入したことにより、寄附の申込件数がふえ、1月末現在で725件、1,458万3,000円の寄附をいただいております。羅臼町を応援してくださる皆様に対し深く感謝を申し上げます。

今年度におきましては、魅力ある返礼品の充実を図りながら、全国に「知床羅臼町」の名前を届けるとともに、町内商工業の活性化に結びつくような取り組みを推進してまいります。

まちづくりを進める中で重要な政策課題など町単独では実施できないものにつきましては、これまで同様に国や北海道、関係機関などに支援をしていただくよう要請を行ってまいります。

国道につきましては、「一般国道335号標津防災」の整備が昨年より着手されておりますが、引き続き早期完成に向け要請してまいります。

この国道は、当町において唯一の幹線道路であるとともに、経済・観光・住民生活や医療救急活動など、当町における生命線である重要な道路であります。安全・安心な生活、物流ルートの確保を図るため、災害により通行どめが起きないように防災対策の強化を要請してまいります。

海岸高潮対策事業につきましては、建設海岸では峰浜町を初め町内5カ所の整備が継続されておりますが、昨年度、現地調査を実施していた海岸町1区、2区と岬町は、今年度から整備が開始される予定でありましたが、耐震性の強化に向けて再設計が必要となったことから、平成29年度整備予定となりました。

また、町内の漁港海岸では松法漁港海岸で工事が継続されており、オッカバケ漁港海岸では昨年度から整備が始まっております。羅臼漁港は、中央ふ頭耐震岸壁の整備が平成30年度までの予定で進められております。また、オジロ橋から昆布倉庫前までの漁港内道路の補修が計画されており、今年度、漁協横の漁港に通じる下り坂2カ所の道路の補修となる予定です。

各漁港整備につきましては、峯浜漁港の砂の堆積を防ぐ防砂堤の工事が平成30年度までの予定で進んでおります。また、老朽化の状況調査が終了したオッカバケ漁港については、整備計画を検討していくところで、今後、地元との協議を図っていく予定となっております。相泊漁港と於尋麻布漁港につきましては、今年度、老朽化の状況調査を予定しております。

なお、今年度は松法漁港の岸壁の補修と知円別漁港西防波堤ブロックの積み増しを予定しております。

また、昨年10月に発生した高潮災害による相泊漁港の防波堤のブロック設置は9月、ことし1月の高潮災害で破損したオッカバケ漁港の防波堤については7月ごろをめどに復旧される予定です。

土砂災害、雪崩災害対策など治山事業につきましては、昨年、町内の13カ所で事業が実施され4カ所が終了しております。今年度におきましても38カ所の事業を要請しておりますが、現時点での施工箇所については未定となっております。

また、昨年、幌萌町で発生した地すべりにつきましては、災害対策連絡室を設置して関係機関と情報交換を行い、国や北海道に対しまして、海への土砂流出防止対策等の措置を要請してきたところであります。

北海道では、地質調査やボーリング調査を行ってきておりますが、今後の対策のためにも、さらに現地の調査を継続し、国に対して対策工事の要望をしていくとのことでありますので、引き続き早期対策の要請をしてまいります。

今後とも治山施設の設備や森林の整備・保全事業が早急に進められ、町民が安全・安心に生活できるよう要請してまいります。

以上、平成28年度の行政執行をするに当たり、所信の一端と当面する行政課題について述べてまいりました。

町政を担当させていただき2年目を迎えますが、昨年は就任時に幌萌町で地すべりが発生し、災害対策本部長として指揮したのが初登庁の最初の仕事でありました。その後、第2回定例会において、町政を担当するに当たって所信を述べさせていただききょうに至っておりますが、この間、議会を初め町民の皆様方の御協力をいただき「各町内会との座談会開催」、「ふるさと納税の実施」、「第7期総合計画の策定」、「人口ビジョンの策定」、「教育大綱の策定」、「知床未来中学校の実施計画」、「知床らうすの未来を考えるアンダー60創造会議の設置」などを進めてくることができました。今後はそれぞれ計画に沿って、しっかりと実践する行政執行をしてまいります。

しかしながら、当町の現状は基幹産業である漁業の水揚げが長期的に不安定な状況が続く中、漁業協同組合では減船、組合員の脱退を伴う大きな改革が行われ、職を失う方々が出た事態は極めて重大な問題として認識しており、今後、羅臼漁業協同組合とさらなる連携を深め、持続可能な産業振興に取り組んでまいります。

そのためにも、前段申し上げましたが、機構の一部を見直し「想像から創造」のまちづ

くり推進のため「まちづくり課」を設置し、「水産商工観光課」を「産業課」に変更し、庁舎内の連携強化、町民の声を反映しやすい体制づくりを目指していきます。

職員一丸となって産業振興、町民が安心して暮らせるまちづくりを目指し、町民とともに協働のまちづくりを進めてまいります。

町民皆様、議員各位、羅臼町を応援してくださる全国の皆様や関係機関、諸団体の皆様の特段の御理解と御協力を心からお願いを申し上げ、執行方針といたします。

○議長（村山修一君） これで、町長行政執行方針の説明は終わりました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩します。午後1時再開します。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

次に、教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○教育長（山崎 守君） 平成28年第1回羅臼町議会定例会の開催に当たりまして、平成28年度教育行政の主要な執行方針について申し上げます。

我が国の教育を巡る情勢については、社会が急速に変化する中で、中央教育審議会からの答申により改革が矢継ぎ早に示され、新たな時代が求める課題に対して、さまざまな論議がなされているところです。

昨年4月から新教育委員会制度がスタートし、新たに定められました総合教育会議では、町が進める教育の根幹としての「教育大綱」を策定いたしました。今後、羅臼町の教育、芸術及び文化の振興に関する総合的な指針でもありますので、重要かつ緊急性のある事項も含め、町長とともに実現に向けて取り組んでまいります。

知床未来中学校の建設に向けまして、昨年度、実施設計を終え、今年度は、文部科学省への国庫補助申請を行い、この決定を受けて、いよいよ本工事に着手というスケジュールを予定しています。

これと並行して、引き続き選考委員会を中心に校歌の制作ほか、二つの中学校の閉校式典と新中学校の開校に向けての準備等、多岐にわたる具体的な内容について作業を進めてまいります。

また、今後の少子化による教育環境の適正化に向けては、町長行政方針でも述べられたように、幼稚園の一園化、小学校の一校化の検討と合わせ、子育て支援の視点も含め町内の施設の有効な活用について検討してまいります。

次に、本年度の教育行政推進の基本姿勢を申し上げます。

当町の未来を創造する人材の育成と持続的な社会の実現を可能にするには、「社会で生きる力」を育成する必要があります。幼児から18歳まで一貫した基礎的・基本的な知識

や技能の習得はもとより、思考力・判断力・表現力などの育成とそれらを活用する力、すなわち「確かな学力」を育む教育の推進に取り組むことが重要です。

また、美しいものや自然に対して感動する心などの柔らかな感性、正義感や公正さを重んじる心、生命を大切にし、人権を尊重する基本的な倫理観等、豊かな人間性を育む教育の推進に取り組むことや、生涯を通じてみずからの健康を適切に管理し、改善できる資質・能力を育てるため、心身の調和のとれた発達を図る健康・安全教育の推進に取り組むことが重要です。

これらの子どもたちへの教育活動の実現については、地域全体でその学びを支援するところが重要でありますので、コミュニティスクールの導入について検討するとともに、土曜授業の実施や子育て支援・家庭教育支援の充実と教職員の資質能力向上研修を推進してまいります。

また、世界自然遺産登録となっている豊かな「知床の自然」や昨年、国の重要文化財に指定された「北海道松法川北岸遺跡出土品」、そして豊かな水産資源・酪農資源・観光資源を活用した「産業人材の育成」「キャリア教育」に取り組んでまいります。

町民の学習成果を活かすことのできる生涯学習社会に入り、豊かな学びが続けられる環境を整えることは、その重要性がますます増しています。

このたび策定いたしました「第7次社会教育中期計画」の各種事業を推進するために、町の「第7期総合計画」や関係機関・団体等との連携を踏まえながら、町民一人一人がみずから必要な活動を実践し、生きがいのある活動につながるよう各種の学習機会と情報を提供し、学びの成果が活用できる生涯学習社会の実現を目指してまいります。

次に、こうした基本姿勢のもと、主な施策について申し上げます。

主な施策の推進につきましては、「社会で生きる力の育成」「羅臼町の未来を拓く人材の育成」「生涯学習や芸術文化・スポーツの振興」の3つの分野について、取り組みの重点を申し上げます。

一つ目の社会で生きる力の育成についてであります。

未来の羅臼町を担う子どもたちが、将来たくましく生きていくためには、思考力や判断力、表現力などを通して新しい課題に果敢に取り組める力、いわゆる「社会で生きる力」が求められています。現在、取り組んでいる幼小中高一貫教育と新たに地域全体で子どもたちの学びを育てるという視点に立った教育を進めてまいります。

1点目は、「幼児から18歳までの一貫した教育の推進について」であります。

幼児から18歳までの一貫した教育の推進は、子どもたちの発達や学びの連続性を考慮した取り組みをすることで、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。

幼稚園では、園児一人一人の活動に沿った柔軟な指導を行い、望ましい心身の発達を助長し、たくましく生きる力の基礎を育成してまいります。そのための幼児期からの読書に親しむ習慣は、社会に出てから必要となる豊かな語彙と論理的思考力の育成に欠かせませ

ん。幼稚園や学校との連携による読み聞かせボランティアサークルの充実と育成に努め、関係団体によるネットワークの構築と「子ども読書推進計画」の策定を進めます。

また、日々の教育活動においては、遊びを通じた集団生活の体験と積極的なコミュニケーションにより好奇心・創造的な思考力を育てます。

羅臼町幼小中高一貫教育を通して、幼稚園と小学校をつなぐ幼少スタートカリキュラムの実践、小学校と中学校をつなぐ小中連携、中学校と高校をつなぐ中高連携の充実を地域とともに推進してまいります。

2点目は、「確かな学力を育む学習指導」についてであります。

全国でもまれな取り組みである幼小中高一貫教育を通して、各校の自主公開研究会や学習指導法研究会の開催など課題解決に向けた組織的な活動を支援するとともに、各教科の習熟度を高めるための「わかる授業」「できる授業」の展開とともに、学ぶ姿勢や学ぶ態度の育成を支援してまいります。

子どもたちの学力向上を図るためには、家庭における生活習慣や学習習慣の定着が重要な役割を果たします。そのために、「羅臼町小中高生 生活のきまり」の実践と、今年度完成した「家庭学習の手引き」を活用し、学校全体での指導や家庭・PTA、地域の支援をいただき取り組みを推進いたします。

また、北海道教育大学釧路校との連携協力により、「学習支援」を初め「学生ボランティア事業」や「教科支援員」の導入を今年度も推進してまいります。

教職員には、確固たる職業倫理観や高い使命感が求められ、教育に対する信頼感に応えることが期待されています。そのため、日ごろの教育活動を通して保護者や子どもたちとの信頼関係を深める活動を支援するとともに、各種の法令や服務規律の遵守についても啓発を行ってまいります。

3点目は、「健やかな体を育む取り組み」についてであります。

小学校5年生及び中学校2年生を対象とした全国体力・運動能力、運動習慣等の調査の結果、総体的に男女とも身長に対する体重の割合が高く、肥満の割合が全道・全国平均を上回る結果となっております。

子どもたちの健やかな体を育むために、家庭や地域と連携しながら発達段階に応じたさまざまな取り組みを進めてまいります。

そのため、健康な体を育む教育として、幼稚園から小学校6年生までを対象としたコーディネーショントレーニングを取り入れ、運動に対して関心を持ち、スポーツを楽しむ工夫や体を動かす楽しさなどを体感しながら、基礎体力を高めるための取り組みを推進してまいります。

肥満や好き嫌いの改善には、栄養教諭の指導による食育教育を通して、子どもたちの望ましい栄養摂取や当町の食文化や水産物などに対する理解を深めるとともに、医療や保健機関とも連携しながら、肥満児童・生徒の指導体制の確立を図ってまいります。

さらには、PTA活動の活性化を図るためにも、「食育」を重点テーマとして捉え、連

携して家庭教育学級を実施してまいります。

4点目は、「豊かな心を育む教育やいじめ問題等への取り組み」についてであります。

子どもたちの豊かな心を育むためには、学校や子ども会活動での異年齢交流や世代間交流、自然体験学習、職場体験、清掃ボランティア活動などを通して、生きることのとうとさや自然に親しみ愛護する心、環境を保全しようとする態度を育ててまいります。

子どもたちの成長と発達に伴う生徒指導につきましては、学校と保護者が一体となって取り組む活動を支援するほか、関係機関との連携・協力体制を進め、課題解決に向けた実効性のある相談体制の充実を図ってまいります。

5点目は、「羅臼町支援教育の推進」についてであります。

教育・福祉・医療関係者が連携し、乳幼児の段階から義務教育への円滑な移行を図ることや「困り感」のある子どもたち一人一人の成長と発達に寄り添うことを目的として作成した羅臼町育ちの手帳「こんぱす」は有効に活用され、その成果が確認されています。

今年度も、幼稚園長兼務であります。特別支援教育主幹を中心に、地域的な特徴を生かしながら子どもとその保護者、学校、関係機関との連携を強め、充実した運用を目指すとともに、卒業後の社会参加と自立を目指すことができるよう必要な支援体制を検討してまいります。

また、一人一人に応じた指導の充実を図るため、校長をリーダーとして、全教職員で支援する校内支援体制の構築と子ども理解の向上を図ってまいります。

6点目は、「知床学を通じたふるさと教育の推進」についてであります。

生まれ育った郷土の歴史や文化、自然への興味や関心を深め体験を重ねることは、子どもたちの豊かな心情や思考力の芽生えを培い豊かな創造性を育てます。幼稚園から高校まで一貫して羅臼の自然や文化が学べる当町独自の副読本「知床学」を通して、知床の自然や文化、動植物の多様性を初め生物間のつながりなど教育的な狙いを明確にし、体系的・系統的な取り組みを進めております。中高生を対象に「知床学士検定」を実施し、学びの成果を試す機会としております。これらの取り組みを通して、世界自然遺産の町知床を次世代に継承してまいります。

また、第6回を迎えるユネスコスクール研究発表会において、幼稚園から高校までの子どもたちが学習の成果を発表します。

7点目は、「キャリア教育の推進」についてであります。

現在、幼小中高一貫教育研究会の総合学習部会の活動で、子どもたちが社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限に発揮しながら自立して生きていく必要な能力や態度を育てることを目指す「キャリア教育」に取り組んでおります。このたび、北海道教育委員会の研究指定を受け、平成29年度まで取り組むことになりましたので、幼稚園から高校までの一貫した体系的なキャリア教育は、学校と地域と協働した活動でさらに充実してまいります。

8点目は、「地域全体で子どもたちの学びを支援する取り組みの推進」についてであり

ます。

学校は、保護者や地域住民から寄せられる意見や要望を的確に把握し、組織的・継続的に運営の改善を図り、保護者や地域の理解を深め、地域に開かれた学校づくりを推進することが求められています。そのため、学校経営方針に基づき行われる学校評価につきましては、子どもたちや学校の状況に関する共通理解を深めることはもちろんのこと、これからは学校と地域が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく「地域学校協働活動」として積極的に推進する「コミュニティスクール」の導入を検討してまいります。

9点目は、「子育て支援・家庭教育支援の充実」についてであります。

当町におきましても、少子化や核家族化が進行する中で、子育てに対する過保護や過干渉の問題や育児への不安を抱く若い保護者がふえるなど、新たな対応が求められています。

P T Aを初め関係機関と連携しながら、問題解決を目指す取り組みを図ってまいります。

10点目は、「情報通信技術（I C T）を活用した教育の推進」についてであります。

文科省は、情報通信技術を活用した教育の推進を進めております。しかし、現在、町内の小中学校では、従来からコンピューター室で資料の検索や学習のまとめをしています。これからは、各教室での児童生徒の意欲向上や授業改善の視点から、W i - F i環境の整備や各種デジタル教材の活用に向けての取り組みを検討してまいります。

11点目は、「教職員の資質・能力の向上」についてであります。

教職員の資質・能力の向上は、羅臼町が取り組む幼小中高一貫教育研究会の活動と北海道教育庁根室教育局・北海道立教育研究所・北海道教育大学釧路校との連携協力により、各校の自主公開研究会や学習指導法研究会、羅臼町幼小中高一貫教育研究会教科部会が進める課題解決に向けた組織的な活動へ一層の支援を進め、教職員個々の授業力向上を図る研修機会を充実してまいります。

12点目は、「学校施設・設備等の整備・充実」についてであります。

知床未来中学校の建設に向けまして、平成27年度に実施設計を終え、平成28年度は文部科学省に国庫補助申請を行い、内定を受け次第、本工事の着工となる予定であります。既存の施設・設備については、羅臼小学校校舎屋根の改修を引き続き実施することと、老朽化に伴う給食センターの備品等を更新してまいります。

また、今後の少子化による児童数の減少による教育環境の適正化について検証し、幼稚園の一園化、小学校の一校化を検討してまいります。

二つ目の羅臼町の未来を拓く人材の育成については、2点申し上げます。

1点目は、「産業人材の育成」についてであります。

今後の大学入試改革では、国際的競争力の強化が求められる中で、産業構造や雇用形態に対して大きな変化が起こり、企業や社会においても、大学の卒業生に対し、課題探求能

力を持ち、その上に専門的な能力や技能を身につけていることが求められています。基礎的・基本的な知識や技能の習得はもとより、思考力・判断力・表現力などの育成と、それらを活用する力、すなわち「確かな学力」を育むことが求められています。中高一貫教育における生徒会のリーダー研修会を支援するほか、根室管内の全ての高等学校が参加して行う「第4回ハイスクールフェス」を初め羅臼高等学校が学校設定科目として取り組んでいるフードデザインを履修する生徒が地域と連携して行う事業を支援してまいります。

2点目は、「世界自然遺産登録地『知床』を通しての環境教育とグローバル人材の育成」についてであります。

世界自然遺産登録地「知床」には、水産資源・酪農資源・観光資源が豊富にあります。これらを活用した新しい産業の開発は「産業人材の育成」や「キャリア教育」につながります。知床の理解と環境教育は、国際的コミュニケーション能力やチャレンジ精神、異文化に寛容性を持ったグローバル人材の育成につながります。これらに取り組む活動を推進してまいります。

三つ目に、生涯学習や芸術文化・スポーツの振興についてであります。

社会教育活動を通して、地域の活性化に寄与する生涯学習の振興、芸術文化の振興、スポーツ活動の推進と環境の充実の推進については3点申し上げます。

1点目は、「地域の活性化に寄与する生涯学習の振興」についてであります。

多様化する個人の生活を背景とした学習機会の提供や学習情報の提供などとともに、地域におけるまちづくりの担い手となる人材の育成を目指した活動を町長部局や関係機関、団体との連携で支援してまいります。

社会教育団体への活動支援につきましては、団体をリードする指導者の発掘、養成を推進し、自主・自立を目指した継続的な支援を推進してまいります。また、情報過剰化が急速に進む一方で人間関係が希薄になり、地域の伝統や文化活動に影響を及ぼしていることを踏まえ、大人と子どもとの交流を図る場の提供や青少年活動などを通じて世代間交流の推進に努めます。

公民館図書室の読書普及活動につきましては、幼稚園や学校図書室との連携を深め、新しい図書館バス購入を含め、蔵書検索機能を高め利用しやすい魅力ある図書室環境を整備します。

2点目は、「芸術文化の振興」についてであります。

地域社会は、町民一人一人にとって充実した人生を送ることができる潤いと安らぎのある場であることが求められています。そのため、文化の創造と享受をつなぎ、生涯にわたり主体的に学習活動を行う人材の育成を推進します。

芸術文化活動につきましては、学習活動の発表の場として公民館ロビーやホールを有効に活用するほか、地域の特徴を生かした公民館講座の開催を初め、当町の無形文化財「郷土芸能知床いぶき樽」の普及活動を支援するなど、町民の学習・文化活動を支えてまいります。

公民館活動につきましては、羅臼町文化協会との共催により、第46回文化祭を開催し、日ごろの活動成果の発表の場を提供するほか、ふれあいコンサートやふるさと体験教室などの事業を推進してまいります。

文化財保護活動につきましては、国の重要文化財指定となりましたオホーツク文化の「北海道松法川北岸遺跡出土品」の保存と教育・観光資源としての活用を推進してまいります。

3点目は、「スポーツ活動の推進と環境の充実」についてであります。

スポーツは体力増進、健康保持のため従前にも増して重要な役割を担っています。また、希薄化傾向にある人間関係や地域の連帯感を醸成するためにも、子どもから高齢者までが生涯を通じてスポーツに親しむことは、人と人との心をつなぐコミュニティづくりに大きな効果が期待されています。

これまで、町民体育館の指定管理者「NPO法人羅臼スポーツクラブらいず」を中心に、町民一人一人が世代を超えた交流を深めながら、体力づくりや健康づくりの活動が効果的に行われており、引き続き環境の整備や情報の提供などを行いながら活動を支援してまいります。

また、生涯を通じてスポーツ活動に親しむ環境づくりを促進するために、スポーツ団体及び指導者の育成、学校開放事業や子どもの体力向上事業などを推進してまいります。

以上、平成28年度教育行政の主要な方針を申し上げます。

教育委員会といたしましては、当町の未来を創造する人材の育成が持続的な社会の実現を可能にすることと、町民の皆様が生涯にわたって豊かな学びが続けられる環境づくりに最善の努力と教育施策を着実に実行してまいります。

議員の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（村山修一君） 以上で、町長・教育長行政執行方針の説明が終わりました。

町長・教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問は後日行います。

◎散会宣告

○議長（村山修一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、明日は午前10時開議といたします。

あすの議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これにて散会します。

御苦労さまでした。

午後 1時28分 散会